

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業  
要求水準書

平成25年4月2日

(平成25年4月30日 修正)

川 西 市

## 目次

第1. 総則	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 要求水準書の変更	1
第2. 事業実施にあたっての基本的事項	2
1 業務の範囲	2
2 事業用地等に関する事項	4
3 遵守すべき法規制・適用基準等	5
第3. 本事業全般に関する要求水準	8
1 セルフモニタリングの実施	8
2 打合せ議事録の提出等	8
第4. 耐震補強業務及び大規模改造業務の要求水準(共通)	10
1 学校教育環境の質的向上	10
2 共通事項	14
3 モニタリングの実施時期、実施内容及び実施方法等	20
第5. 設計済棟の VE 提案に関する要求水準	22
1 共通事項	22
2 耐震補強業務の VE 提案に関する要求水準	23
3 大規模改造業務の VE 提案に関する要求水準	24
4 VE 提案に伴う実施設計に関する要求水準	25
5 VE 提案が実施できない場合	25
第6. 耐震補強業務に関する要求水準	26
1 共通事項	26
2 耐震補強計画に関する要求水準	26
3 第三者機関の評価取得に関する要求水準	26
4 耐震補強実施設計に関する要求水準	27
5 耐震補強工事に関する要求水準	27
6 工事監理業務に関する要求水準	30
第7. 大規模改造業務に関する要求水準	31
1 大規模改造実施設計の要求水準	31
2 大規模改造工事に関する要求水準	31
第8. 定期点検業務に関する要求水準	32
1 業務内容	32
2 定期点検の期間等	32
3 定期点検業務の結果の報告	34

4 定期点検の実施にあたって留意すべき事項	34
第9. 仮設校舎等に関する要求水準	35
1 基本事項	35
2 仮設校舎の要求水準	36
3 引越に関わる要求水準	41
第10. 業務実施にあたっての必要手続き・資格等	42
1 書類・図書の提出	42
2 業務にあたる者の要件	48

## 別 紙

別紙 1：施設台帳

別紙 2：空調整備想定対象教室

別紙 3：平成 24 年度学校年間行事計画

別紙 4：建築物点検業務委託仕様書及び様式

別紙 5：仮設校舎の設置位置

別紙 6：光熱水費実績一覧

別紙 7：設備機器台帳

別紙 8：(参考) 市立久代小学校備品リスト

## 第1. 総則

### 1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、川西市(以下、「市」という。)が実施する「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業」(以下、「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。)に基づき本事業を実施するものとして選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)が行う業務について、市が要求する性能の水準を示すものである。

### 2 要求水準書の変更

市は、本事業の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、事業契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

## 第2. 事業実施にあたっての基本的事項

### 1 業務の範囲

本事業において事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

#### ア 耐震補強業務

- (ア) 耐震補強設計未済棟の耐震補強計画の作成(※1)
- (イ) 耐震補強設計未済棟の耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得(※1)
- (ウ) 耐震補強設計未済棟の耐震補強実施設計(※1)
- (エ) 事業対象5校対象8棟の耐震補強工事
- (オ) 事業対象5校対象8棟の工事監理

以下、上記の(ア)から(オ)の業務を総称して「耐震補強業務」という。

また、耐震補強業務の対象棟を総称して「補強対象棟」という。

注)※1:耐震補強設計未済棟以外の対象 6 棟(P3 表参照)については、当該業務は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

#### イ 大規模改造業務

- (ア) 大規模改造設計未済棟の大規模改造実施設計(※2)
- (イ) 事業対象5校対象8棟の大規模改造工事

以下、上記の(ア)及び(イ)の業務を総称して「大規模改造業務」という。また、大規模改造業務の対象棟を総称して「大規模改造対象棟」という。

なお、仮設校舎を設置する場合は、仮設校舎に関する業務を大規模改造業務に含むものとする。

注)※2:大規模改造設計未済棟以外の対象 4 棟(設計済棟、P3 表参照)については、当該業務は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

#### ウ 定期点検業務

- (ア) 建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検
- (イ) 建築基準法第 12 条に基づく建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備)の定期点検

なお、定期点検業務は対象校におけるすべての棟(付属するすべての建築物を含む)を対象として実施するものとする。以下、定期点検業務の対象棟を総称して「定期点検対象棟」という。

#### エ その他事業実施に必要な業務

- (ア) 国庫補助申請関係書類の作成支援
- (イ) 会計検査についての支援
- (ウ) 本事業完了後の視察受入に必要な説明資料作成支援
- (エ) その他上記業務ア～エを実施するうえで、必要な関連業務

なお、事業対象 5 校における耐震補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟の概要は、次のとおりとする（詳細については、別紙 1「施設台帳」参照）。

表 補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟の概要

学校名	棟名	耐震補強業務				大規模改造業務		定期点検業務	設計済棟	耐震補強設計未済棟	大規模改造設計未済棟
		耐震補強計画作成	第三者機関評価取得	耐震補強実施設計	耐震補強工事	大規模改造実施設計	大規模改造工事				
桜が丘小学校	本校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	屋内運動場等※2							○			
川西北小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	南校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
多田小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
清和台小学校	南校舎東側				○※1	○	○	○			○
	屋内運動場等※2							○			
東谷小学校	本校舎東側				○※1	○※3	○※3	○			○
	屋内運動場等※2							○			
計		2棟	2棟	2棟	8棟	4棟	8棟	—	4棟	2棟	4棟

※1) VE提案が可能な棟・工事

※2) 定期点検対象棟の詳細については、別紙 1「施設台帳」参照

※3) 施設台帳で提示した「⑮-4」、「⑮-5」、「⑮-6」の部分を対象範囲とする。

## 2 事業用地等に関する事項

本事業の事業用地である事業対象5校の立地条件の概要は次のとおりである。

### ア 川西市立桜が丘小学校

所在地	川西市日高町4番1号
敷地面積	20,325㎡
延床面積(耐震補強事業等の対象棟の合計)	4,263㎡
用途地域	第1種住居地域

### イ 川西市立川西北小学校

所在地	川西市丸の内町7番1号
敷地面積	19,176㎡
延床面積(耐震補強事業等の対象棟の合計)	6,403㎡
用途地域	第1種住居地域

### ウ 川西市立多田小学校

所在地	川西市多田院1丁目4番1号
敷地面積	17,269㎡
延床面積(耐震補強事業等の対象棟の合計)	1,903㎡
用途地域	第2種中高住居専用地域

### エ 川西市立清和台小学校

所在地	川西市清和台東丁目2番地の2
敷地面積	20,009㎡
延床面積(耐震補強事業等の対象棟の合計)	3,697㎡
用途地域	第1種中高住居専用地域

### オ 川西市立東谷小学校

所在地	川西市見野2丁目30番1号
敷地面積	18,793㎡
延床面積(耐震補強事業等の対象棟の合計)	3,701㎡
用途地域	第2種住居地域

### 3 遵守すべき法規制・適用基準等

#### (1) 遵守すべき法令及び条例等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令(施行令及び施行規則等を含む。)及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得しなければならない。また、法令及び条例等は、事業契約締結時点での最新版を使用すること。

- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
- イ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- ウ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- エ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- オ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- カ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- キ 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- ク ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
- ケ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- コ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- サ 景観法(平成 16 年法律第 110 号)
- シ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)
- ス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- セ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- ソ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- タ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- チ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ツ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- テ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ト 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
- ナ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
- ニ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- ヌ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ネ 地球温暖化対策の推進等に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- ノ 兵庫県建築基準条例
- ハ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ヒ 川西市都市景観形成条例
- フ 川西市火災予防条例



- へ 川西市環境基本条例
- ホ 川西市環境保全条例
- マ 川西市水道事業給水条例
- ミ 川西市下水道条例
- ム 川西市暴力団排除に関する条例
- メ 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例

## (2) 適用基準

本事業の実施にあたっては、以下にあげる基準等と同等の性能または仕様とすること。なお、基準等は全て事業契約締結時点での最新版を適用すること。

- ア 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(財団法人日本建築防災協会)
- イ 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針(財団法人日本建築防災協会)
- ウ 既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル(財団法人日本建築防災協会)
- エ 平成22年度版公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- オ 平成22年度版公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- カ 平成22年度版公共建築工事標準図(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- キ 平成22年度版公共建築設備工事標準図(電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ク 平成22年版建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ケ 平成22年版電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- コ 平成22年版機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- サ 平成21年度版建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- シ 日本建築学会諸基準
- ス 建築設備耐震設計・施工指針2005年度版(財団法人日本建築センター)
- セ 平成23年度版公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ソ 平成18年度版公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- タ 平成15年度版公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- チ 学校施設の耐震補強マニュアルRC造校舎編2003年改訂版(文部科学省教育助成局施設助成課)
- ツ 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(1996)(財団法人日本防災協会)
- テ 学校環境衛生基準(平成21年)(文部科学省)

- ト 小学校施設整備指針(平成 21 年 3 月)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
  - ナ 既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル 2003 年版(社団法人 建築研究協会)
  - ニ 既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル 2003 年版増補版 2007 年(社団法人 建築研究協会)
  - ヌ 公立学校施設整備事務ハンドブック
- ※ 公共建築工事標準仕様書等に記載の特記仕様書は、本書に読み替えるものとする。

### 第3. 本事業全般に関する要求水準

#### 1 セルフモニタリングの実施

事業者は、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施にあたっては、要求水準書、事業契約書及び事業提案書等に定められた事業者が履行すべき業務水準を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施すること。

セルフモニタリングは、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施することとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し、市へ提出・報告すること。

セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うこと。

また、市は要求性能確認報告書等に基づき、事業者が実施した耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の内容が、要求水準書や事業契約書等で定められた業務水準を満たしているかモニタリングを行う。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は市の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

なお、要求性能確認計画書及び要求性能確認報告書は、次のとおりの内容を想定するが、詳細は、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の着手前までに市と事業者が協議のうえ決定するものとする。

##### < 要求性能確認計画書 >

事業者が業務水準に従い業務を実施するにあたり、事業者が達成しなければならない業務水準を確保するための管理方法(業務水準を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を市へ報告する方法や報告時期等)を整理したもの。

##### < 要求性能確認報告書 >

事業者が実施した業務が業務水準を満足しているかについて、自己評価、評価の理由、評価の根拠等を市が容易に判断できるチェックリストなど。

#### 2 打合せ議事録の提出等

本事業に関する業務従事者(事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。)は、本事業の目的を理解し、お互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めること。

本事業の実施にあたって、市または事業対象5校と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市または事業対象5校から指示があるときは、当該打合せ議事録を提出すること。

上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市または事業対象 5 校から指示があるときは、当該打合せ議事録を提出すること。

## 第4. 耐震補強業務及び大規模改造業務の要求水準(共通)

業務対象棟は、概ね昭和 40～50 年代に建設されており、部分的な改修は実施されているものの、耐震化が実施されておらず、全体的に老朽化も進んでいる。耐震補強業務及び大規模改造業務の実施にあたっては、安全・安心な施設環境の確保や学校教育環境の質的向上等を図ることが重要である。

### 1 学校教育環境の質的向上

業務対象棟の耐震補強業務及び大規模改造業務を行うことにより、校舎建設当時の仕様に戻すだけでなく、子どもたちが安全かつ安心して、快適に学習できる教育環境を確保する。

事業者は、原則として、実施設計に示された仕様の耐震補強業務及び大規模改造業務を行うものとするが、学校教育環境の質的向上に資することを目的に、大規模改造実施設計（大規模改造設計未済棟のみ）及び必要に応じて、VE 提案を行い、次の(1)から(4)に示す機能向上を図るものとする。

#### (1) 空調設備の整備による学習環境の向上

対象校の教室においては、空調設備が十分に整備されておらず、夏季休業前や 2 学期当初において地球温暖化等に伴う気温上昇により良好な学習環境が確保できていない状況がある。

そのため、最上階の教室から空調設備の整備を優先的に行うなど必要に応じて優先順位をつけながら、可能な範囲において、教室スペースの空調設備の整備を行い、学習環境の向上を図るものとする。

なお、VE 提案により空調設備の整備を新たに実施する場合は、次のア及びイの条件により設備の仕様等を決定するものとする。また、既設空調設備の更新を行う場合も、これに準ずるものとする。

#### ア 空調設備の条件

- a 空調設備の整備においては、設備の長寿命化、維持管理の容易性、エネルギーコストの削減等のほか、初期費用、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計を行うこと。
- b 空調設備の運転に必要なエネルギーの種別については、エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境負荷等への影響の観点から、適切なエネルギーを選択すること。
- c 対象校ごとに機器設置の条件に見合ったエネルギーの種別の選定を行うこと。
- d 既存のガス設備、変圧器及びキュービクル等の容量が不足する場合は、

ガス設備及び変圧器等の増設、取り替え、屋外型キュービクルの増設等を行い、十分なガス供給量及び受電容量等を確保すること。この際、別紙 2「空調整備想定対象教室」に示す、将来、各対象校全体において想定される最大の教室数に空調設備が整備される容量を見込むこと。

- e 変圧器については、対象校にある既存負荷設備（照明、エアコン、ポンプ、調理器具（冷凍冷蔵庫等）、換気機器等）を調査の上、上記 d の容量を想定し、十分な容量の変圧器に交換または増設すること。
- f 供用開始後に変圧器容量が不足する事態が生じた場合、速やかに十分な容量の変圧器に交換すること。
- g 変圧器を取り替える場合は、PCB 含有分析を行い、結果を報告するとともに、法令に従い適正に処理すること。取り替え又は増設により新規に設置する変圧器はトッランナー変圧器を採用するものとする。
- h 事業者は、耐震補強工事において室外機及びキュービクル等の荷重を見込む場合を除き、校舎内（屋上を含む）に室外機及びキュービクル等を設置することは不可とする。その場合、当該棟と隣接する地上に設置するものとする。
- i 配管等はコンクリート壁の貫通を行わないものとする。ただし、構造上支障のない場合は、この限りではない。
- j 空調設備の運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式を採用するものとする。
- k ヒートポンプエアコンについてはグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）によるものとする。
- l 室内機は室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置するものとする。ただし、設置室がパーテーション等で間仕切りをして使用することを想定している場合は、間仕切り後の各室に 1 台以上の設置とする。
- m 室内の目標騒音レベルは、室中央部の床上 1 m で 45dB(A)（弱運転時）とすること。
- n 室外機等の騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し、当該規制値を遵守するものとする。
- o 空調設備は各室単位（パーテーション等で間仕切りをして使用することを想定している室は、間仕切り後の室単位）で個別運転が可能とすること。ただし、温度設定は、各室のスイッチでは操作できないようにすることが可能な仕様とすることが望ましい。

- p 全室内機の運転（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）を原則、職員室で管理可能とし、スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）機能をもたせることが望ましい。
- q 本事業で導入された機器と既存の市資産の機器等との区別を明確にするため、室内機、室外機及びスイッチ類等には色分シール等を堅固に取り付け、標示を行うものとする。
- r 空調設備の整備にあたっては、屋根の断熱性能の向上等を図ることで、機器の運転時間の短縮を行い、光熱費を削減するよう配慮することが望ましい。
- s 引渡前に試運転調整を行い、風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温（室中央部分床上 1.0m）、室内及び室外の騒音の測定を行うこと。
- t 将来の学校改修や改築等に伴う空調設備の移設等に備え、ゆとりのある設備、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮すること。
- u 性能劣化や機器の故障等が生じにくいよう、あらかじめ設備の長寿命化等に配慮するとともに、性能劣化時や故障時に速やかに復旧可能な機器仕様上の配慮を行うこと。
- v 空調設備を設置する場合、熱負荷計算における室内及び外気の設定条件は下表によるほか、建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)によるものとする。冷房時の熱負荷計算は 9 時～14 時の時刻を対象とすること。

設計用 屋内条件	項目		夏季	冬季
	乾球温度[°C]		28.0	18.0
	相対湿度[%]		50	40
設計用 屋外条件	項目		夏季	冬季
	乾球温度[°C]		34.1	1.7
	絶対湿度[g/kg(DA)]		20.0	2.2
	日最低温度[°C]		28.3	-
ガラスの遮 へい係数	室名		遮へい係数SC	
	普通教室、特別教室等		0.97	
照明負荷	室名		消費電力[W/m <sup>2</sup> ]	
	普通教室、特別教室等		15	
人体負荷 [W/人]	室名	在室人員[人]	顕熱SH	潜熱LH
	普通教室、特別教室	41	51	47
	特別支援教室、相談室等	0.2人/m <sup>2</sup>		

外気負荷	室名	外気量
	普通教室、特別教室等	換気回数 2.2回/h 以上

### イ 空調環境の提供条件

基本的な空調環境の提供条件は下表のとおりとする。

区分	夏季			冬季		
運用室内温度[°C]	28.0			18.0		
標準提供時期等	月	提供日数	負荷率	月	提供日数	負荷率
	6月	17日	30%	12月	15日	40%
	7月	16日	65%	1月	16日	60%
	8月	5日	75%	2月	20日	60%
	9月	18日	50%	3月	16日	30%
	合計	56日		合計	67日	
標準提供時間	8:00～16:00(8時間/日)					

### ウ 空調環境のモニタリング

事業者は、工事完了直後の冷房期及び暖房期に、空調設備整備室のすべてにおいて、機材を用いた室内温度及び外気温度等を測定し、提供条件の確認を行い、市及び学校長に報告すること。なお、実施時期は市及び学校と協議の上、決定すること。

## (2) 省エネルギー対策による機能向上

事業対象 5 校はすべてコミュニティ防災拠点に位置づけられていることを踏まえ、学校施設の省エネルギー対策を講ずることの必要性が高まっており、可能な限り、省エネルギーを図るものとする。これらの省エネルギー対策は、防災拠点として活用する際にも、機能を発揮するものとする。

なお、省エネルギー対策による機能向上を図る場合は、以下のア～ウの方策等を実施するものとする。

### ア 校舎の高断熱化等

校舎の外皮部分(外壁、屋根、外部建具等)の高断熱化や日射調整により、教室等の温熱環境の向上を図るものとする。その場合、将来、市等による教室等の冷暖房化を想定し、その効果の検証には、(1)ア及びイの表の条件を用いるものとする。

### イ 通風の改善

可能な限り、教室等の通風の改善を図り、体感温度を下げることにより、冷房運転を行わない時期や冷房化が図られるまでの間の室内環境の向上を図るものとする。



## ウ 光環境の改善

教室内に照射する直達光を調整し、可能な限り、室内の光環境の均斉化を図るものとする。

### (3) バリアフリー化による機能向上

学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核や生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進することが必要である。学校施設が地域の防災拠点となる施設であることや特別な支援を要する児童への適切な対応が必要であることに鑑み、エレベーターの設置をはじめ、可能な限り、効果的なバリアフリー化を図るものとする。

### (4) 環境への配慮

#### ア 地球環境への配慮

耐震補強及び大規模改造に伴い、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の導入により、可能な限り、既存校舎よりも消費エネルギー量を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図るものとする。また、「兵庫県公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、教室等の内装材の兵庫県産材による木質化を可能な限り利用に努めること。

#### イ 周辺環境への配慮

既に耐震化が完了している既存棟がある場合、既存棟の耐震補強工法や大規模改造の仕様の共通化について可能な限り配慮し、校舎間の教育環境の公平性確保や景観面の調和を図ること。

## 2 共通事項

### (1) 事業期間

本事業の実施に係る事業期間は、事業契約締結の日(平成 25 年 12 月下旬)から平成 33 年 3 月 31 日までの約 7 年とする。

耐震補強工事及び大規模改造工事は、下表の年度に実施するものとする。事業者は、この実施年度内において、「(3) 作業日・作業時間」の規定を順守のうえ事業者の提案により設定可能である。ただし、すべての対象校の耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計は平成 26 年度中に終えるものとする。

平成26年度実施校	桜が丘小学校、多田小学校
平成27年度実施校	川西北小学校、清和台小学校、東谷小学校

なお、上記の事業期間には、完工検査、完成確認、手直し工事期間、化学物質室内濃度測定を含むものとする。

## (2) 居ながら工事の実施

### ア 学校教育活動への配慮

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も、対象校では通常どおり、授業等で校舎を使用する。そのため、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も、当該敷地内において学校教育活動が行える状態を確保すること。

なお、仮設校舎を設置する場合は、「第 9. 仮設校舎の要求水準」によること。

### イ エネルギー供給、設備システム等の機能確保

- a 電力・ガス・水道等のエネルギー供給、空調設備等の設備システムについては、工事期間中も従前の機能を確保することとし、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講ずること。
- b 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に市、学校と協議し、必要に応じて代替措置を講ずること。
- c 機械警備システムが工事上支障となる場合、市、学校及び市が委託する警備管理業者と協議の上、必要な措置を講ずること。なお、このとき、施工等は警備管理業者が行うものとし、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- d 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常に動作するよう担保しなければならない。やむを得ず稼働できない場合には、市、学校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。
- e 校内 LAN 設備が工事上支障となる場合には、市、学校及び LAN 保守業者と協議の上、必要な措置を講ずること。なお、このとき、動作確認・調整等は LAN 保守業者が行うものとし、必要な費用は全て事業者の負担とする。
- f 県警ホットライン(緊急電話システム)は、工事中も正常に動作するよう担保しなければならない。やむを得ず稼働できない場合には、市、学校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。

## (3) 作業日・作業時間

工事の作業日・作業時間は、原則として次による。ただし、事前に学校行事等の確認を行い、市及び関係団体と適宜協議・調整のうえ、学校教育活動等の支障にならない工事工程を策定すること（別紙 3「平成 24 年度学校年間行事計画」参照）。

- a 日曜日及び祝日は原則作業を行わないものとする。やむを得ず、作業を行う場合は、事前に市、学校及び地域と協議し、近隣に事前に周知するものとする。工事に際しては、騒音、振動、車両運行等により近隣住民の生活

環境が受ける影響に配慮し、合理的な範囲の対策を実施しつつ作業を実施すること。

- b 作業時間は、概ね午前8時から午後6時までとする。
- c 騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとする。
- d 授業実施日においては、児童の登校時間帯(概ね午前7時30分から午前8時30分まで)は、工事車両の通行を行わないこと。
- e 機械警備時間中に作業を行う場合、警備延長届を事前に市に提出し了解を得た上で作業を行うこと。
- f 学校教育活動で使用する箇所において、次に掲げる工事等を実施する場合は、可能な限り夏休み期間中に実施すること。ただし、校長室、職員室、事務室等については、夏休み期間中も教職員が使用するため、事前に市、学校と協議・調整の上、学校内の指定された場所に必要設備機能など代替措置を講ずること。
  - (a) 内付鉄骨ブレースによる補強工事
  - (b) 壁増設・増し打ちによる補強工事
  - (c) 柱補強工事
  - (d) 壁撤去・復旧工事
  - (e) 耐震スリット工事
  - (f) 開口閉鎖による補強工事
  - (g) その他諸室の使用に支障をきたすと市が認める工事
- g 上記作業日・作業時間について、やむを得ず変更や延長が必要な場合は、市、学校と協議し、対応を決定するものとする。

#### (4) 工事上の配慮事項

学校教育活動に配慮し、可能な限り騒音、振動、粉塵、臭気の回避・低減を図ること。騒音、振動、粉塵、臭気を伴う工事を実施する際には、事前に市、学校と協議・調整のうえ、学校教育活動等の支障とならない工事工程とすること。

外部足場には、原則、防音シートを活用し、工事工程に応じて採光・通風確保や防音等、居住環境に配慮した措置を講ずること。なお、近隣住宅及び教室等に近接する部分については防音パネルを使用すること。

## (5) 既存工作物等の取り扱い

### ア 既存工作物

工事に際し、花壇、菜園、池、鳥小屋、防球ネット及び排水溝等の既存工作物(地域で設置された工作物を含む)は、工事期間中も可能な限り現状維持を図ること。やむを得ず移設等が避けられない場合は、市、学校、PTA 及び地域等と協議し対応を決定するものとし、この場合、事業者において代替機能を確保し、工事完了後は、移設前の状態に復旧するものとする。

### イ 樹木

工事に際し、既存樹木は可能な限り現状維持を図ること。ただし、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、市、学校、PTA 及び地域等の承諾を得て撤去、移植または枝払いを行うことができる。なお、樹木を撤去した場合は、必要に応じて、同程度の樹種による補植を行うこととするが、記念樹は極力移植すること。

### ウ 駐輪・駐車スペース

駐輪・駐車スペースは、工事中においても原則として校内に必要な台数を確保すること。

### エ 渡り廊下等の養生

土足通行は禁止している渡り廊下を車両等が通過する場合は、十分な養生、清掃を行うこと。

## (6) 安全への配慮

### ア 工事車両の運行経路

工事用車両の運行経路の設定にあたっては、学校関係者(児童及び教職員)及び近隣住民の安全に十分配慮し、事前に市、学校との十分な協議・調整を行うこと。

### イ 安全管理マニュアルの作成

事業者は、建築工事安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策等要綱(建築工事編)等に基づき、工事全体に共通する基本的な事故防止対策を記した「安全管理マニュアル」を作成し、市及び学校の確認を得ること。マニュアルには、施工者、学校関係者(児童及び教職員)及び近隣住民の3者に対する安全対策(アの内容を含む)について記述すること。

#### (7) 工事用スペースの配慮

工事用の事務所、資材置場、駐車スペース等は必要最小限の大きさとし、市、学校との協議により、学校教育活動への影響を極力低減できる位置に配置すること。

#### (8) 学校給食への配慮

工事中においても、学校給食の搬入経路を確保すること。

工事による粉塵等が学校給食に影響を与えないように衛生面にも配慮すること。

#### (9) 揮発性有機化合物の利用制限

##### ア 使用制限

使用材料の選定にあたっては、化学物質等が学校教育環境に影響を与えないように配慮し、実施設計図書の特記仕様書のとおりとすること。

##### イ 室内濃度の測定

室内での工事を行った部屋で市が必要と認める場合については、工事完了後に、化学物質室内濃度測定を行い、室内濃度が文部科学省の基準値以下であることを確認し、市に報告すること。測定方法は、厚生労働省のガイドラインに記載されている標準測定方法に基づいた方法とし、あわせて、「学校環境衛生基準」(平成 21 年文部科学省告示第 60 号)を遵守すること。

測定対象物質は以下のとおりとする。

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン。

#### (10) 第三者災害の防止

工事の実施にあたっては、児童、教職員、学校利用者、留守家庭児童育成クラブ利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。

#### (11) 安全区画の設定

工事で使用する範囲は必要最低限とし、児童や学校利用者等の安全確保のため、仮囲いにより安全区画を設定すること。

仮囲いは、高さ 3m 以上の万能塀を原則とするが、仮囲いの仕様は、市、学校との協議により決定する。

万能塀のコーナー部分は透過性万能塀として視界を確保したうえで、安全を確保すること。

## (12) 警備員の配置

工事期間中は、各校に1名以上の警備員(警備保障会社の警備員)を配置するとともに、主要資材等の搬出入時には、必要に応じて適宜増員すること。

作業動線と学校利用者の動線が交差する部分については、警備員を増員するなどの安全確保を行うこと。

児童の通学や周辺道路の安全性に配慮し、学校敷地外にも警備員を配置するなどの対策を行うこと。

## (13) 化学製品の取り扱い

仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取り扱いにあたっては、取り扱い事業者に厳重注意義務があることを認識し、MSDS 制度に基づく情報提供等を行うこと。

## (14) 周辺住環境への配慮

学校周辺の住環境に配慮し、騒音、振動、臭気、粉塵の回避・低減を図ること。

敷地内は禁煙とする。

## (15) 工事車両による影響緩和

工事用車両の通行は、可能な限り朝夕の通学・通勤時間帯を避け、十分注意して行うこと。

学校周辺の道路での工事関係車両の駐車や待機は行わないこと。

## (16) 工事内容の周知

工事表示板を設置し、工程や工事内容を近隣住民に周知するとともに、必要に応じて近隣住民への説明等を実施すること。なお、工事表示板には、工事名称、工事期間、元請業者名及び契約金額を明記すること。

## (17) 環境負荷の軽減

建設副産物の発生抑制等に配慮すること。

## (18) リサイクルの推進

リサイクル材の使用に努め、再資源化の推進に配慮すること。

### (19) LCCO<sub>2</sub>の削減

工法、使用材料・機器等の選定にあたっては、LCCO<sub>2</sub>の削減に配慮すること。

### (20) 景観の保全

耐震補強工事及び大規模改造工事によって、元の外観が著しく損なわれないように、意匠上の検討を十分行うこと。

### (21) 維持管理への配慮

仕上げ材、設備機器等は、維持管理の容易さや長寿命化に配慮して選定すること。

## 3 モニタリングの実施時期、実施内容及び実施方法等

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、入札説明書等の規定に基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。

なお、モニタリングの時期とその概要については、次に示すとおりとするが、市が必要と考える場合においては、随時に独自の方法及び手段によりモニタリングを実施するものとする。

### (1) 業務着手時

事業者は、業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

### (2) 耐震補強計画(VE 提案によるものを含む)、耐震補強実施設計(VE 提案によるものを含む)、大規模改造実施設計(VE 提案によるものを含む)、耐震補強工事及び大規模改造工事の着手時

事業者は、これらの業務を着手する前に、当該業務の詳細工程表を市に提出し、市の確認を受けること。

### (3) 耐震補強計画(VE 提案によるものを含む)の作成時

市は、事業者により作成された耐震補強計画(VE 提案によるものを含む)が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、耐震補強計画の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

#### (4) 耐震補強計画(VE 提案によるものを含む)に係る第三者機関の評価取得時

市は、事業者により行われた耐震補強計画(VE 提案によるものを含む)に係る第三者機関の評価取得が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、作成された耐震補強計画の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

#### (5) 耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計時

市は、事業者により行われた耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、当該業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

#### (6) 耐震補強工事及び大規模改造工事の実施時

事業者は、適宜、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況について市の確認を受けることとする。ただし、この確認は、当該業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。また、事業者は、市が要請した際には、耐震補強工事及び大規模改造工事の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとする。

#### (7) 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けることとする。この際、市は、工事後の性能等が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、耐震補強業務及び大規模改造業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めるものとする。

#### (8) 定期点検業務開始後

市は、定期点検業務開始後において、定期的に業務の実施状況を確認する。

#### (9) その他

事業者は、打合せ時に必要な資料等を市に提出し、業務水準が反映されていることの確認を受けること。

事業者は、業務の各段階で、市の求めに応じて状況の報告を行うこと。



## 第5. 設計済棟の VE 提案に関する要求水準

### 1 共通事項

#### (1) VE 提案導入の目的・考え方

耐震補強設計済棟 6 棟及び大規模改造設計済棟 4 棟について、市がそれぞれ作成した耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計に対して、民間事業者の技術やノウハウ等を取り入れることを目的に VE 提案を導入する。

応募者は、市が作成した設計図書(仕様書、図面)において示す標準設計に比べて、補強量、コストまたは学校運営への支障等が低減できる場合、若しくは、「学校教育環境の質的向上」(第 4 1)に資する材料、設備、工法等を使用したい場合、入札に先立ち、VE 提案を行うことができる。

#### (2) VE 提案の方法

##### ア VE 審査申請書の作成及び提出

- a 応募者は、VE を提案したい場合、入札に先立ち VE 審査申請書を作成し、市に提出する。
- b VE 審査申請書は、市が指定した様式に、補強方法・改造方法の概要、補強方法・改造方法の提案理由(VE 提案を行うことで予想されるメリット、デメリットやその対応策等)、採用工法の実績等について記載すること。様式の詳細については、様式集を参照すること。
- c 市は、応募者が提出した VE 審査申請書について提案の採用の可否を審査 (VE 審査) し、その審査結果を応募者に個別に通知する。

##### イ VE 提案書の作成及び提出

- a 応募者は、VE 審査の結果通知に基づき、入札書及び他の事業提案書と合わせて市に VE 提案書を提出するものとする。
- b VE 提案書の様式の詳細については、様式集を参照すること。
- c 市は、VE 提案書について、他の事業提案書とともに定性的事項を審査する。

#### (3) VE 提案による業務実施に関する条件

本事業を落札した事業者は、VE 提案棟については、事業者の責任と費用において実施設計を行い市の確認を受けるとともに、VE 提案以外については、標準設計 (仮設計画を除く) に基づき本事業を実施することを前提として、契約を締結するものとする。

## 2 耐震補強業務の VE 提案に関する要求水準

### (1) 補強計画に関する条件

耐震補強の方法は、建物内部への採光・通風の確保に配慮し、外部開口部における耐震補強材の見付面積は、現況の開口部面積の 40%未満とすること。

### (2) 耐震補強工法・技術に関する条件

耐震補強に関する VE 提案が、一般的な工法・技術によるもの(財団法人日本建築防災協会の各種耐震改修設計指針若しくは耐震改修マニュアルまたは文部科学省の耐震補強マニュアルに示されており、施工の確実性及び施工後の耐震性能が確認されているもの)でない場合には、次の a から e までのいずれかの要件に該当し、かつ当該工法・技術により本事業における耐震補強工事を施工することができると認められること。

- a VE 提案を行った参加グループの構成企業が、財団法人日本建築総合試験所から、VE 提案において使用することとしている技術について性能の証明を受け、建築技術性能証明書の交付を受けていること。
- b VE 提案を行った参加グループの構成企業が、財団法人建築防災協会から、VE 提案において使用することとしている工法が耐震性を向上できる補強工法であると評価され、技術評価書の交付を受けていること。
- c VE 提案を行った参加グループの構成企業が、上記 a 及び b の機関に準じる公的な第三者機関(市が個別に認めるものに限る)から、VE 提案において使用することとしている工法・技術が建築物に係る有効な耐震補強工法であること等の確認を受け、その証明書等の交付を受けていること。
- d VE 提案を行った参加グループの構成企業が、VE 提案において使用することとしている工法・技術について上記 a から c までに掲げるいずれかの証明書等の交付を受けている者と当該工法・技術の提供に関して契約を締結し、本事業における耐震補強工事を施工することとなった場合には、当該参加グループの他の構成企業に対しても当該工法・技術を提供することについて合意されていること。
- e VE 提案内容、VE 提案の実施、及び当該 VE 提案が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担する。市が当該 VE 提案を審査したことをもって事業者の責任が軽減されるものではない。

### (3) 空調設備整備への配慮

耐震補強対象棟における本事業での空調設備の整備及び今後市が空調設備の整備を行うことを踏まえ、原則、屋上に室外機を設置した場合の室外機荷重を見込んで耐震補強計画を作成すること。

### (4) 第三者機関の評価取得に関する要求水準

#### ア 評価書の取得

耐震補強設計に関する VE 提案を行った事業者は、対象棟毎に耐震診断報告書を作成し、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会(委員会の所在地は問わない)から「評価書」を取得する。評価書は市に提出すること。

それ以外の評価機関から評価を取得しようとする場合は、その都度、市と協議すること。

#### イ 認定手続き等

事業者は、必要に応じて、耐震改修促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく耐震改修計画の認定、または計画通知を受けるための手続きを行う。

#### ウ 補強対象棟からの除外

事業者が VE 提案により実施する耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得により、 $I_s$  値 $\geq 0.75$  かつ  $CTU \cdot SD \geq 0.3$  の判定結果に至った棟については、補強対象から除外するものとする。

## 3 大規模改造業務の VE 提案に関する要求水準

設計済棟の大規模改造業務に VE 提案を実施する場合の大規模改造の仕様は、貸与する大規模改造設計仕様書等を参考として、標準設計と同等以上の仕様を有するものとする。

ただし、大規模改造を行う部分の面積が、建物全体の延床面積の約 70%以上<sup>※4</sup>とすること。

注) ※4 : 大規模改造を行う部分の面積割合 70%以上の算出について

大規模改修を行う部分の部位(屋上、外壁、内壁+天井及び床)ごとの面積の合計が、改修対象棟の全体床面積の 70%以上となることを意味する。ただし、外部は「屋根」若しくは「外壁(窓枠含む)」のいずれか、内部は「内壁+天井」若しくは「床」のいずれかの改修工事を行うことが条件となる。なお、当該基準は現時点での国費基準によるため、将来的に変更される場合がある。

#### 4 VE 提案に伴う実施設計に関する要求水準

##### (1) 実施設計

VE 提案を行った設計済棟については、事業者の責任と費用において実施設計を行い市の確認を受けること。

##### (2) 実施設計図書等の作成等

事業者は、対象棟毎に、VE 提案に基づいて実施設計図書を作成すること。

事業者は、実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。

設計・工事条件の確認等のために必要な市、学校との協議は、事業者が主体的に行うこと。

##### (3) 工事の実施に必要な各種申請・手続き

事業者は、必要に応じて、耐震補強業務及び大規模改造業務に必要な申請・手続きを、事前協議を含めて全て行う。申請・手続きに必要な手数料等も事業者の負担とする。

#### 5 VE 提案が実施できない場合

##### (1) 事業者の責めに帰する事由による場合

適正であると認められた VE 提案が事業者の責めに帰すべき事由により、工事着工前または工事中に実施不可能となった場合、当該 VE 提案に関わる部分については、標準設計に基づいて工事を実施するものとする。その際、事業者は事前に市に報告を行い、確認を受けるものとする、なお、本手続きに関して、原則的に工期の変更は行わない。

##### (2) 事業者の責めに帰することができない事由による場合

適正であると認められた VE 提案が事業者の責めに帰することができない事由により、工事着工前または工事中に実施不可能となった場合、市及び事業者は、工事内容及び工期について協議を行うものとする。

##### (3) 事業費の扱い

(1)、(2)のいずれの場合においても、本事業の工事費及び維持管理費等は当該 VE 提案の実施を見込んだ入札価格どおりとする。

## 第6. 耐震補強業務に関する要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 耐震性能

Is 値 $<0.7$  又は  $CTU \cdot SD < 0.3$  の場合は、Is 値 $\geq 0.75$  かつ  $CTU \cdot SD \geq 0.375$  とする。(耐震診断次数は、二次診断以上とする。)

ただし、雑壁の耐力は無視すること。

### 2 耐震補強計画に関する要求水準

#### (1) 耐震補強計画の作成

耐震補強設計未済棟について、事業者は、市が提供した耐震診断報告書の内容に基づき、対象棟毎に耐震補強計画を作成すること。

#### (2) 準拠基準等

建築物の耐震改修の促進に関する法律(最終改正平成 23 年法律第 105 号)第 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)」のほか、構造種別ごとに下記、及び、「第 2 3.(2) 適用基準」(P.6)に基づいて耐震補強計画を作成すること。

・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針(2001 年改訂版：(財)日本建築防災協会発行)

### 3 第三者機関の評価取得に関する要求水準

#### (1) 評価書の取得

耐震補強設計未済棟について、事業者は、対象棟毎に耐震診断報告書を作成し、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会(委員会の所在地は問わない)から「評価書」を取得すること。なお、評価書は市に提出すること。

それ以外の評価機関から評価を取得しようとする場合は、その都度、市と協議すること。

#### (2) 認定手続き等

事業者は、必要に応じて、耐震改修促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく耐震改修計画の認定、または計画通知を受けるための手続きを行う。

#### 4 耐震補強実施設計に関する要求水準

##### (1) 実施設計図書の作成

- a 耐震補強設計未済棟について、事業者は、対象棟毎に、耐震補強計画書に基づいて実施設計図書を作成すること。
- b 事業者は、実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。
- c 設計・工事条件の確認等のために必要な市、学校との協議は、事業者が主体的に行うこと。

##### (2) 工事の実施に必要な各種申請

各種申請については、事前協議を含めて全て事業者が行い、申請に必要な手数料等も事業者の負担とする。

#### 5 耐震補強工事に関する要求水準

##### (1) 基本事項

- a 事業者は、各対象棟の耐震補強、仮設計画、施工方法の検討等を含む一切の工事を自己の責任において行う。
- b 耐震補強工事に必要となる各種許可申請、届出などは事業者の責任において行うこと。
- c 事業者は、耐震補強工事期間中、工事現場に常に工事内容等を記した工事記録を整備する。
- d 事業者は、学校用の既設引込みとは別に、工事用電力を引込んで使用すること。
- e 事業者は、学校運営上支障のない範囲で工事に必要な上下水道を有償で使用できる。この際、子メータを設置し、計量を行うこと。

##### (2) 非常時の対応

事業者は、工事に先立って、市と協議のうえ、事故、災害等への対応についての防災マニュアル(仮称)を作成する。防災マニュアル(仮称)には、予防措置、緊急時の連絡体制、対応方針等を明記すること。

工事中に事故、災害等が発生した場合は、直ちに市、学校に連絡するとともに、拡大防止に必要な措置を講ずること。

### (3) 近隣への対応

事業者は、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他耐震補強工事の実施により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の対策を実施する。

### (4) 別途工事との調整

工事期間中に対象校敷地内において市が別途工事を発注する場合は、市及び学校を通じて別途工事請負者と十分調整を行い、工事を円滑に進めること。

### (5) 工事用スペースの管理等

事業者は、耐震補強工事を行うために必要となるスペース、設備等の使用については、その目的、使用期間、使用方法等を明らかにしたうえで事前に市、学校に届け出を行い、学校長からの使用承諾を得ること。

## (6) 工事写真

- a 工事を行う箇所について、工事前、工事完了後の写真を提出すること。また、工事状況写真、工事完了後外部から見えない主要な部分の写真並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出すること。なお、確認が必要な写真は施工内容により変化するため、対象棟ごとに事前に市に確認すること。
- b 工事写真の撮影方法及び整理方法については、「川西市建築営繕工事写真帳作成試行要領」によること。
- c 国庫補助申請用の写真については上記 a、b のものを加工したものを紙及び電子媒体により別途提出すること。なお、詳細については事前に市に確認すること。

## (7) 完工検査

- a 事業者は、耐震補強工事の完工検査及び設備・器具等の作動検査等を実施すること。
- b 事業者は、検査の実施にあたり、事前に市に通知し、市は、完工検査及び設備・器具等の作動検査等に立ち会うことができるものとする。
- c 事業者は、完工検査及び設備・器具等の作動検査等の結果を、必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

## (8) 完成確認

市は、事業者による、完工検査及び設備・器具等の作動検査等の終了後、次に示す方法により完成状況の確認を行うこととする。

- a 市は、事業者の立会いのもとで、完成確認を実施する。
- b 事業者は、設備・器具等の取扱いに関する市及び学校への説明を行う。
- c 事業者は、市の完成確認に際し、必要な完成図書一式を提出する。完成図書一式の内容は、事前に市に確認する。

## (9) 建設副産物の取り扱い等

### ア 再資源化の促進

事業者は、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS システム)により、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、建設工事完成後は実施記録を作成し、いずれも市に提出すること。



## イ アスベストの処理

アスベストの処理については、実施設計図書の特記仕様書に示す基準に従うこと。

なお、飛散性アスベストの使用部位については、多田小学校の実実施設計図書のとおりであり、VE 提案にあたっては標準設計と同様に、囲い込んだアスベストを飛散させない補強設計及び補強工事とすること。

## (10) その他

事業用電気工作物の改修等を行う場合は、電気主任技術者の立会い等の措置を講ずること。

事業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを市に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

## 6 工事監理業務に関する要求水準

### (1) 基本事項

工事監理者は、次に示す業務を行うこと。なお、工事監理業務には、大規模改造業務の工事監理を含むものとする。

- a 耐震補強工事及び大規模改造工事における、建築士法第 2 条第 7 項により定義される「工事監理」
- b 工程内検査及び完工検査の実施
- c 耐震補強工事及び大規模改造工事により作成するすべての図書、書類が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査
- d 工事監理報告書、打合せ議事録等の必要書類の作成及び市への提出
- e その他、耐震補強工事及び大規模改装工事の監理業務において必要となる業務

### (2) 報告・検査

工事監理者は、工事監理の状況を記録した「工事監理報告書」を月 1 回(ただし、現地工事着手より工事完了までは 2 週間に 1 回)作成し、市に提出すること。

工事監理者は、施工管理状況の確認及び工程内検査を随時実施するとともに、設計図書と工事の照合の総合的最終確認として完工検査を実施すること。

## 第7. 大規模改造業務に関する要求水準

### 1 大規模改造実施設計の要求水準

#### (1) 実施設計業務の範囲

- a 「第2 事業実施にあたっての基本的事項」に示す大規模改造設計未済棟4棟について、大規模改造実施設計図書を作成し、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成するものとする。
- b 大規模改造には、大規模改造設計未済棟2棟の便所改修を含むものとする。
- c 工事の実施にあたり必要となる各種申請は、事前協議を含めて全て事業者が行うものとし、申請に必要な手数料等は事業者の負担とする。

#### (2) 各工事の仕様

大規模改造実施設計の仕様は、貸与する大規模改造設計仕様書等を参考として、標準設計と同等以上の仕様を有するものとする。

ただし、大規模改造を行う部分の面積が、建物全体の延床面積の約70%以上とすること。

### 2 大規模改造工事に関する要求水準

「第6 5 耐震補強工事に関する要求水準」の(1)～(10)の各項における「耐震補強」を「大規模改造」と読み替えて準用する。

## 第8. 定期点検業務に関する要求水準

本業務は、建築基準法において建築物の敷地、構造及び建築設備（以下、「建築物等」という。）について定期的な調査、検査、点検の実施が義務付けられていることを踏まえ、建築基準法及び関連法令等に基づき、建築物等の定期的な点検を実施することにより、建築物等の状況を把握し、建築物等の安全性を確保し、もって「安全・安心な学校」を維持することを目的に実施するものである。

### 1 業務内容

定期点検対象棟（付属するすべての建築物を含む）を対象に、次のとおり定期点検業務を行うものとする。

ア 建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検

イ 建築基準法第 12 条に基づく建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備）の定期点検

### 2 定期点検の期間等

#### (1) 期間

平成 26 年 4 月上旬から平成 33 年 3 月 31 日までの 7 年間とする。

#### (2) 実施年度

学校毎の定期点検業務の実施年度は、下表のとおりとする。

学校名	種別	実施年度						
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
桜が丘小学校	建築物			○			○	
	建築設備	○	○	○	○	○	○	○
川西北小学校	建築物			○			○	
	建築設備	○	○	○	○	○	○	○
多田小学校	建築物	○			○			○
	建築設備	○	○	○	○	○	○	○
清和台小学校	建築物		○			○		
	建築設備	○	○	○	○	○	○	○
東谷小学校	建築物		○			○		
	建築設備	○	○	○	○	○	○	○

### (3) 実施時期

各対象校とも、学校教育に配慮して実施するものとする。工事期間中の実施時期は、市及び学校と協議して決定するものとし、工事期間終了後は、各対象校とも夏休みに実施すること。

### (4) 定期点検の項目、方法、判定基準等

#### ア 建築物

原則として、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成 20 年国土交通省告示第二百八十二号、以下、「告示」という。)に基づき定期点検を実施すること。

ただし、告示の別表に掲げる調査項目のうち、「2 建築物の外部(11)外装仕上げ材等 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については、ウの特記事項に基づき定期点検を実施すること。

#### イ 建築設備(昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備)

原則として、「建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成 20 年国土交通省告示第二百八十五号)(以下「H20 国交省告示 285 号」という。)に基づき、実施すること。

### (5) 特記事項

- a 告示の別表「2 建築物の外部(11)外装仕上げ材等 タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」のただし書きについては、本事業の対象にしない。そのため、外装仕上げ材等がモルタルの定期点検対象棟については、開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて赤外線劣化調査等を使用し確認すること。
- b 上記 a の点検により異常が認められた場合は、その内容を速やかに市に報告すること。
- c 異常が認められた箇所のうち落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分については、全面的にテストハンマーによる打診等(足場を組まない手法に限る)により確認する方法を複数検討し、その検討資料(見積書を含む)を市に提出すること。

- d 定期点検業務の実施にあたっては、別紙 4「建築物点検業務委託仕様書及び様式」の仕様書部分を参照すること。

### 3 定期点検業務の結果の報告

定期点検業務の結果を、定期点検業務報告書として、調査結果表、調査結果図、関係写真により、市及び対象校へ報告すること。報告書については市の指定の書式（別紙 4「建築物点検業務委託仕様書及び様式」の仕様書部分を参照）を用いるものとする。

なお、定期点検業務報告書の提出時期は、当該年度の 9 月末までとする。

### 4 定期点検の実施にあたって留意すべき事項

- a 定期点検を適正かつ有効に実施するために、施設管理者及び防火管理者等と事前に協議を行い、資料整理した上で効率的な定期点検を実施すること。
- b 建築基準法をはじめとする関係法令を遵守すること。
- c 平面図及び関係資料等を確認すること。
- d 指摘事項については、建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止することに資する項目を整理し、報告書を作成すること。

## 第9. 仮設校舎等に関する要求水準

### 1 基本事項

- a 仮設校舎及び余裕教室は、耐震補強工事及び大規模改造工事の期間中に一部の教室等の移転先として利用する。当該教室等の教育環境を現状と同程度に維持するとともに、仮設校舎と既存校舎の接続部分は、機能・安全上支障がないよう改修すること。なお、各対象校とも余裕教室は存在しない。
- b 各対象校の仮設校舎の設置位置は、概ね別紙 5「仮設校舎の設置位置」に示す位置を基本とし、詳細は市及び学校と協議のうえ決定する。
- c 仮設校舎の所有権は事業者又は協力企業が有することとし、事業者の費用において必要な火災保険その他の保険に加入すること。
- d 事業者は、仮設校舎に関わる建築基準法、消防法等の関係法令に基づく諸手続及び上下水道等に関わる手続等を行うこと。これらに関する費用等が発生する場合、その費用は事業者が負担するものとする。また、既設校舎に影響を及ぼす場合、既設校舎の手続きも含むものとする。
- e 本体及び内装下地は新品または良品とし、内装仕上材は新品とする。
- f 計画の中で、変更があっても一切の増額は行わないものとする。
- g 学校運営上必要と思われるものは、全て本事業に含むものとする。
- h 施工に際して、学校関係者等に対し十分に協議を行い、安全対策を講ずること。
- i 外部配管については、埋設を基本とする。
- j 電気・回線等引き込みに際しては、引き込み柱（ $H \geq 5.0m$ ）を各々に設けること。
- k 仮設校舎及び余裕教室への引越は、児童・教職員に負担のないよう配慮すること。
- l 仮設校舎の建設(工事を含む)により、運動会等の行事に支障を来たす場合は、学校が仮設校舎の建設前に当該行事を実施した後に、建設工事を行うこと。なお、学校とのスケジュール調整は事業者が行うことを想定している。
- m 桜が丘小学校の体育倉庫は、仮設校舎として使用することが可能である。ただし、仮設校舎としての使用・非使用にかかわらず、仮設校舎の解体撤去時に体育倉庫も解体撤去するものとする。

## 2 仮設校舎の要求水準

### (1) 室の大きさ

- a 基本の教室は普通教室とする。
- b 他の教室に関しては、既設校舎の大きさを参考とすること。
- c 建物配置は各条件により、計画図どおりとならない場合もあるため、配置計画を決定する際には、市、学校及び地域と協議の上、決定すること。

### (2) 構造

基礎は鉄筋コンクリート造布基礎、軽量鉄骨造(両方向ブレース構造)を基本とする。

### (3) 外部仕上等

- a 屋根は鋼板折板葺き、外壁はカラー鉄板仕上を基本とする。屋根・壁・床下には、断熱を行い、快適な学習環境を確保するとともに、光熱費の縮減に留意すること。
- b 凍結防止の考慮を図ること。
- c 屋根及び樋の雨水については、適宜雨水配管に接続すること。
- d 雨水排水管は透水管とし、既存雨水排水側溝に接続すること。

### (4) 外部建具

アルミ製とし、ガラスは学校用強化ガラス(厚み 4mm)とする。なお、ガラスの種類(透明、型板等)と使用箇所については、市及び学校と協議の上、決定すること。

出入口扉は上部を学校用強化ガラス(厚み 4mm)とし、下部をアルミ製パネルとする。なお、運動場側の建具にはすべて防球ネットを設置すること。

### (5) 内部仕上

- a 床は塩化ビニルシート、壁はビニルクロス、天井は標準パネル(便所は石膏ボード+塗装)を基本とする。
- b 壁・天井は仕上げ・下地とも不燃材料とすること。
- c 市及び学校と協議の上、既設校舎の仕上げに合わせる。色、品番については、事前に協議すること。
- d 暗幕が必要な教室は、暗幕も設置すること。

- e カーテンは新品で上下分割式とし、寸法については学校と協議の上、決定すること。

#### (6) 教室及び廊下の壁の仕上

仮設校舎内の教室及び廊下の壁はすべて直に押しピンなどで掲示可能な仕上とする、もしくは、必要な箇所に掲示板を設置すること。

#### (7) 内部建具

アルミ製とし、ガラスは学校用強化ガラス(厚み 4mm)とする。なお、ガラスの種類(透明、型板等)と使用箇所については、市及び学校と協議の上、決定すること。

出入口扉は上部を学校用強化ガラス(厚み 4mm)とし、下部をアルミ製パネルとすること。

#### (8) 階段

- a 屋内階段を基本とし、踏面 260mm 以上、蹴上 160mm 以下、有効幅 1,400mm 以上とすること。
- b 高さ 1,100mm の手摺を設けること。
- c 段鼻にはノンスリップを設けるものとする。

#### (9) 電気設備

- a 申請手続き、工事負担金等はすべて本事業に含むものとする。なお、引込みについては電気事業者と十分に事前協議を行うこと。
- b 仮設高圧キュービクルの設置及び仮設校舎への送電に伴う経済産業省宛の届出書類、経費等はすべて本事業に含むものとする。また、仮設校舎撤去時の仮設高圧キュービクルの撤去及び仮設校舎の撤去に伴う経済産業省宛の届け等も同様とする。
- c 仮設高圧受電に伴う「耐圧試験費」、工事完了時の「高圧機器撤去立会費」等、電気主任技術者への経費も本事業に含み、仮設高圧受電期間中の電気主任技術者への保安全管理費用もすべて本事業に含むものとする。



- d 市が委託している既存自家用電気工作物を管理している電気主任技術者との連絡を支障なく行うこと。
- e その他、仮設校舎への電源供給に関するすべてのことについては本事業に含むものとする。
- f 放送設備、警報設備及び牛乳保冷库等の移設が必要な場合は移設すること。耐震工事で新品を入れる場合は、撤去まで本事業に含むものとする。
- g LAN 配線設備、電話配線設備及び警備保障等の移設に関わる費用は、事業者の負担とする。設備については、下表のものがあるが、各設備とも調整先の業者と調整を行いその指示に従うこと。なお、調整先の業者については、年度によって変更する場合がある。

設 備		摘 要	調整先
LAN接続	校務用PC		(株)内田洋行 公共事業本部 TEL:06-6920-2641
	ハイパー系PC	教頭用PC、事務室PC	NECフィールディング(株) 北大阪支店 第一サービス課 TEL:06-6835-0017
光ファイバー			西日本電信電話(株) 兵庫支店 TEL:078-326-3734
NTT電話		※子機、FAX、県警ホットライン緊急通報装置含む	西日本電信電話(株) 兵庫支店 TEL:078-326-3734
JCOM電話		※子機、FAX含む	(株)ジェイコムウェスト 宝塚川西局 TEL:0797-81-9500
公衆電話		職員室前廊下	NTT電話に同じ
テレビ		校長室、事務室、職員室	
項目	設置システム		調整先
警備保障	非常遠隔監視システム、防犯火災監視システム、監視カメラ、インターホン ※既設警備機能を維持し、既設校舎と合わせて警備を行うこと		セコム(株) 川西営業所 072-759-8151

- h 警備保障のセットは職員室内で、仮設校舎及び本校舎のいずれもセット可能とすること。
- i コンセント(屋外用含む)については、各室最低3か所以上見込むこと。廊下には2教室おきに1か所は見込むこと。屋外には防水型のものを、2か所以上見込むこと。

## (10) 機械設備

- a 衛生器具は下表を参考とし、既設校舎の設置状況に合わせ、市及び学校と協議の上、設置すること。

器具名称	仕 様
大便器	腰掛式ロータンク付
小便器	フラッシュバルブ式
洗面器	既設校舎同等品以上
洗面化粧台	既設校舎同等品以上 (必要に応じて鏡を設置のこと)
シャワーユニット	TOT00808L同等品以上、コーナー収納棚付
トイレブース	メラミン化粧合板貼り 表示錠等付属品一式
流し台	L=1,800程度
コンロ台	W=600程度
ガスコンロ	2口以上
瞬間湯沸器	既設校舎同等品以上

- b 児童や教職員に快適な学習・教育環境を提供するため、空調機器は天吊形3馬力程度のものを、各室に適切な台数を設置すること。
- c ガス供給設備として都市ガス設備を設け、必要な教室に供給すること。ただし、都市ガスが設置困難な場合は、プロパンガス設備を設置すること。
- d 室外機及びプロパンガスボンベ置場には、ネットフェンス(高さ1,500mm)を設置すること。
- e すべての室には換気扇を設置すること。
- f 給水管、ガス管については既設管から分岐とし、位置については試掘を行い確認すること。
- g 汚水配管はVUとし、既設枳に接続すること。
- h 必要な個所に電灯を設置すること。
- i 必要な個所にスピーカーを設置すること(屋外用スピーカー、マイクスピーカー等も含む)。
- j トイレには1カ所以上SKを設けること。

### (11) 防災設備

- a 所轄消防署等と協議の上、必要な防災設備はすべて設置すること。
- b 火災報知受信機は相互に代表移報を表示させること。
- c 既設校舎にも影響を及ぼす場合は、既設校舎にも必要な防災設備をすべて設置すること。

### (12) 家具等

家具等は下表を基本とし、既設校舎の備品を参考として設置すること。

普通教室には、曲面黑板(前面)、普通黑板(背面)、ロッカー、掃除用具入れ、掲示板(前後)を標準設置とする。なお、PC 室の黑板は、マーカーボード仕様とすること。

項目	仕様
塗板	曲面黑板、3,600mmW×1,200mmH
	背面平面黑板、3,600mmW×900mmH
掲示板	1,600mmW×1,200mmH
	1,600mmW×900mmH
	1,200mmW×900mmH
行事線入り塗板	2,700mmW×900mmH
可動式スクリーン	コクヨ モバイルスクリーン80型 KM-KP-80または同等品以上
児童用ロッカー	ニシオ CRR型40人用 または同等品以上
スチールロッカー	コクヨ BUW、引違戸 または同等品以上
掃除用具入れ	ニシオ NNB-3Dまたは同等品以上

### (13) その他

- a 仮設校舎から本校舎(耐震工事外の校舎)への通路(雨風が防げる構造のもの)を設置すること。
- b 使用目的が校舎であることに考慮し、バリ、ささくれ等が起きないように留意し、児童や教職員等のけがの防止に配慮すること。
- c 各屋内・屋外出入り口の錠 (マスター・サムターン等) については、学校の承諾を得ること。
- d 工事中、車両の出入りが行われる箇所には、舗装を行うこと。また、工事完了時は復旧すること。
- e 仮設校舎の設置に際して、バックネット、トラックライン、砂場、植栽

及び遊具等の撤去・移設が必要場合は、学校と協議の上、実施すること。  
また、仮設校舎撤去後、速やかに復旧を行うこと。

- f 室内環境測定を必要分行うこと。なお、費用については、事業者の負担とするものとする。
- g 落下の恐れのある部分については、全て手すり（H=1,100mm 程度）を設置すること。
- h 仮設校舎の撤去後、運動場を含めて、真砂土にて整地復旧を行うこと。

### 3 引越に関わる要求水準

- a 事業者は、備品等の移設に際し、引越リストを作成し、事前に学校と協議を行うこと。
- b 事業者は、市による備品等の引越の円滑化のため、工事工程の調整等について最大限の協力を行うこと。
- c 引越は、基本的には全て事業者が行うこと。
- d 引越で移設するものが全て仮設校舎及び余裕教室に入りきらない場合は仮設倉庫を用意すること。仕様については、協議の上、決定すること。
- e 各教室の引越リストのものが全て移動先で使用できるようにすること。
- f 基本的に引越リストを基に引越を行うが、事前に追加等がないか学校関係者と協議すること。協議の上で追加等があれば、速やかに対応すること。なお、これらの費用は本事業に含むものとする。
- g 引越リストに記載されているもので移動が不可能であれば、仮設校舎に同等品以上のものを設置すること。なお、これに要する費用及び引越に要する段ボール等も本事業に含むものとする。
- h 仮設校舎の機器については、既設校舎の機器が利用可能であれば担当者と協議の上、利用可能とすること。ただし、機器の既設校舎への復旧まで本事業に含むものとする。
- i 既設校舎から機器等を移設する際、既設校舎の配線等切断部に仮設校舎へ移設していることを明示すること。
- j 機器等の接続（モール等の設置）も行うこと。
- k 引越の備品に関して、必要に応じて床補強を行うこと。
- l ピアノの移設の際は、調律まで行うこと。
- m 移動式バックネット、バスケットゴール等可動なもの移設の要望があれば、移設すること。

## 第10. 業務実施にあたっての必要手続き・資格等

### 1 書類・図書の提出

事業者は各業務を遂行するにあたり、以下に示す書類・図書を事業対象5校ごとに、市の指定する様式(必要部数を含む)に従って提出すること。以下に示す書類・図書の提出にあたっては、事業者は、書類・図書の内容が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行った上、市が確認しやすい書式により報告すること。

なお、書類・図書は以下に列挙した書類に限られるものではなく、その他必要な書類等については、別途、川西市が事業者との協議のうえ、提出を指示することがある。

#### (1) 耐震補強業務

##### ア 共通

###### (ア) 業務着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 要求性能確認計画書

###### (イ) 耐震補強業務の各業務の完了時

- ・ 要求性能確認報告書

##### イ 耐震補強計画の作成(VE提案に関するものを含む)

###### (ア) 耐震補強計画の作成業務の着手時

- ・ 管理技術者等届(経歴書を含む)
- ・ 詳細業務工程表

###### (イ) 耐震補強計画の作成業務の完了時

- ・ 耐震補強計画書
- ・ 構造計算書
- ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

##### ウ 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得(VE提案に関するものを含む)

###### (ア) 評価取得業務の着手時

- ・ 管理技術者等届(経歴書を含む)
- ・ 詳細業務工程表

###### (イ) 評価取得業務の完了時

- ・ 耐震診断・改修計画報告書(正・副)
- ・ 評価書
- ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

## エ 実施設計(VE 提案に関するものを含む)

### (ア) 実施設計業務の着手時

- ・ 詳細業務工程表
- ・ 管理技術者等届

### (イ) 実施設計業務の完了時

#### a 共通

- ・ 各種技術資料・検討記録
- ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

#### b 建築工事

- ・ 設計図(意匠、構造)
- ・ 構造計算書
- ・ 積算数量計算書・集計表
- ・ 内訳書
- ・ 積算システムにて作成した内訳書

#### c 設備工事

- ・ 設計図(電気設備、機械設備)
- ・ 積算数量計算書・集計表
- ・ 内訳書
- ・ 計算書

## オ 耐震補強工事

### (ア) 工事着手時

- ・ 着工届
- ・ 工事工程表
- ・ 現場代理人等通知書(経歴書を含む)
- ・ 下請契約等の通知書
- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工計画書
- ・ 防災マニュアル
- ・ 労災保険成立証明書、または労災保険加入証明書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書等
- ・ CORINS 受領書
- ・ 処分・運搬業者の許可書
- ・ 建設廃棄物処理委託契約
- ・ 電気保安技術者届
- ・ 使用機材製造者通知書

- ・ 納入仕様書
- ・ 工事保険証書の写し
- ・ 警備延長依頼票(学校)

(イ) 工事中

- ・ 工種ごとの段階確認書

(ウ) 工事完了時

- ・ 工事写真
- ・ 竣工写真
- ・ 各種資材出荷証明書(コンクリート出荷伝票含む)
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- ・ 使用材料一覧表
- ・ 各種保証書
- ・ 建設業退職金共済制度等報告書
- ・ 工事出来高報告書
- ・ 工事出来高内訳書
- ・ 品質管理総括表
- ・ 室内濃度測定報告書
- ・ 試験成績書
- ・ 官公署届出書等
- ・ PCB有無報告書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ MSDS 制度に基づく情報提供等
- ・ 主要資材試験結果報告書
- ・ 各種施工報告書
- ・ 機材試験成績表(設備関係)
- ・ 測定結果報告書(設備関係)
- ・ フロン回収工程管理表(設備関係)
- ・ 回収冷媒フロン処理明細書(設備関係)
- ・ その他許可書及び完成検査に必要なもの

(エ) 完成確認時

- ・ 完成通知書
- ・ 手直し工事完了届
- ・ 完成図書等
- ・ 引渡書
- ・ 取り扱い説明書(設備関係)
- ・ 国庫補助申請関係書類

- ・ その他支払い関係書類一式【川西市基準による】

## カ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務の着手時
  - ・ 工事監理着手届
  - ・ 工事監理者届(経歴書を含む)
  - ・ 監理体制表
  - ・ 品質・工程に関する工事監理計画書
- (イ) 工事監理期間中
  - ・ 工事監理報告書
- (ウ) 工事監理業務の完了時
  - ・ 業務完了届
  - ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

## (2) 大規模改造業務

### ア 共通

- (ア) 業務着手時
  - ・ 業務工程表
  - ・ 要求性能確認計画書
- (イ) 工事中
  - ・ 工種ごとの段階確認書
- (ウ) 大規模改造業務の各業務の完了時
  - ・ 要求性能確認報告書

### イ 実施設計対象校及び VE 提案に関する実施設計

- (ア) 実施設計業務の着手時
  - ・ 詳細業務工程表
  - ・ 管理技術者等届
- (イ) 実施設計業務の完了時
  - a 共通
    - ・ 各種技術資料・検討記録
    - ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)
  - b 建築工事
    - ・ 設計図(意匠、構造)
    - ・ 構造計算書
    - ・ 積算数量計算書・集計表
    - ・ 内訳書



c 設備工事

- ・ 設計図(電気設備、機械設備)
- ・ 積算数量計算書・集計表
- ・ 内訳書
- ・ 計算書

ウ 大規模改造工事

以下の(ア)～(ウ)に示すものとするが、耐震補強工事と兼用できるものは兼用してよいこととする。

(ア) 工事着手時

- ・ 着工届
- ・ 工事工程表
- ・ 現場代理人等通知書(経歴書を含む)
- ・ 下請契約等の通知書
- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工計画書
- ・ 防災マニュアル
- ・ 労災保険成立証明書、または労災保険加入証明書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書等
- ・ CORINS 受領書
- ・ 処分・運搬業者の許可書
- ・ 建設廃棄物処理委託契約
- ・ 電気保安技術者届
- ・ 使用機材製造者通知書
- ・ 納入仕様書
- ・ 工事保険証書の写し
- ・ 警備延長依頼票(学校)

(イ) 工事完了時

- ・ 工事写真
- ・ 竣工写真
- ・ 各種資材出荷証明書(コンクリート出荷伝票含む)
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- ・ 使用材料一覧表
- ・ 各種保証書
- ・ 建設業退職金共済制度等報告書

- ・ 工事出来高報告書
- ・ 工事出来高内訳書
- ・ 品質管理総括表
- ・ 室内濃度測定報告書
- ・ 試験成績書
- ・ 官公署届出書等
- ・ PCB有無報告書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ MSDS 制度に基づく情報提供等
- ・ 主要資材試験結果報告書
- ・ 各種施工報告書
- ・ 機材試験成績表(設備関係)
- ・ 測定結果報告書(設備関係)
- ・ フロン回収工程管理表(設備関係)
- ・ 回収冷媒フロン処理明細書(設備関係)
- ・ その他許可書及び完成検査に必要なもの

(ウ) 完成確認時

- ・ 完成通知書
- ・ 手直し工事完了届
- ・ 完成図書等
- ・ 引渡書
- ・ 取り扱い説明書(設備関係)
- ・ 国庫補助申請関係書類
- ・ その他支払い関係書類一式【川西市基準による】

(3) 定期点検業務

ア 定期点検業務の着手時(事業年度毎)

- ・ 年間業務計画書

イ 定期点検業務完了時(事業年度毎)

- ・ 定期点検業務報告書

## 2 業務にあたる者の要件

事業者は各業務を遂行するにあたって、以下に示す有資格者等を配置すること。

### (1) 耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得、耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計

事業者は、各業務の遂行にあたり、次の要件を満たす者を管理技術者として選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得たうえで、配置すること。なお、各業務の管理技術者は、兼務できるものとする。

- a 平成 7 年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し評価書を取得した実績を有する一級建築士

### (2) 耐震補強工事及び大規模改造工事

事業者は、耐震補強工事及び大規模改造工事の遂行にあたり、監理技術者等を次のとおり配置し、配置後、速やかに市及び当該事業対象 5 校に対して通知すること。なお、現場代理人は、監理技術者または主任技術者を兼ねることができるものとするが、落札後においては、実際に配置する技術者等の変更は原則として認められない。

- a 工事現場の運営取締り等を行う現場代理人を事業対象 5 校の工事現場毎に配置し、専任させること。
- b 建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者または主任技術者を、適切に配置すること。
- c 代表企業の監理技術者のうち 1 名が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。

### (3) 工事監理

事業者は、工事を着手する前に、自らの費用負担により次の要件を満たす工事監理者を事業対象 5 校の工事現場毎に配置し、配置後、速やかに市及び当該事業対象 5 校に対して通知すること。なお、工事監理者は、複数の工事現場を担当できるものとし、兼務の現場数は年度当たり 3 校以下とするが、当該事業年度ごとに、いずれかの学校に常駐専任することとする。

- a 工事監理企業が配置する工事監理者はすべて一級建築士であること。
- b 工事監理企業(工事監理企業が複数の場合はすべての工事監理企業)が配置する工事監理者は、1名以上が耐震診断に関する次の講習会のいずれかを受講し修了していること。
  - (a) 社団法人文教施設協会主催「既存鉄筋コンクリート造(2001年改訂版)学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」
  - (b) 財団法人日本建築防災協会主催「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針(2001年改訂版)講習会」
- c 工事監理の業務を行う企業は、当該事業対象5校の耐震補強工事を担当した企業であってはならず、また、これら企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならないものとする。
- d 複数配置された工事監理者のうち1名が統括工事監理者として市との窓口役となるとともに、その他の工事監理者を統括すること。

#### (4) 定期点検

事業者は、定期点検業務の遂行に当たって、一級建築士、二級建築士、建築基準法施行規則第4条の20の規定を満たす建築基準適合判定資格者、特殊建築物等調査資格者または国土交通大臣の定める資格を有する者を配置すること。